

○農林水産省令第二十二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

農林水産大臣 大島 理森

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林

省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2 電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して法第八条第一項の規定による届出をしようとする者については、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第三条第三項の規定は、適用しない。

第十条の二を削る。

第十九条第三項を次のように改める。

3 電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して法第九条第四項の証明を通知する場合における農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第六条第三項の規定の適用

については、同項中「入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第三条第三項各号に掲げるものと併せて」とあるのは、「入力し」と読み替えるものとする。
別記第四号の二様式を削る。

この省令は、**附 則**
公布の日から施行する。
